

北星学園大学 情報セキュリティ基本方針

北星学園大学及び北星学園大学短期大学部（以下「大学」という）が、建学の精神に基づいた教育活動や学術研究を行うためには、大学の情報資産の情報セキュリティを確保することが不可欠である。大学の構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産を適切に保護するとともに、情報社会秩序の形成・維持に貢献するために、情報セキュリティ基本方針を定める。

1. 対象範囲

(1) 対象とする情報資産

本基本方針においては、大学の管理する情報機器、学内ネットワーク及びネットワークにアクセスされた機器及び全ての情報資産を対象とする。

(2) 対象者

本基本方針の対象者は、大学の情報資産にアクセスする全ての者とする。なお、本基本方針においては、大学構成員を対象者と呼び、大学の情報資産にアクセスする学外者及びその他の関係者を利用者と呼ぶこととする。

2. 対象者の責務

本基本方針の対象者は、次の責務を負う。

(1) 大学の情報資産を利用、保存又は廃棄する対象者は、情報セキュリティ維持のため関連規定・規則に同意し、遵守しなければならない。

(2) 大学の情報資産を学外に持ち出して利用、保存廃棄する対象は、関連規定・規則に同意し、遵守しなければならない。

3. 体制

大学では情報セキュリティ対策に取り組むための体制を構築し、以下のとおり定める。

(1) 情報セキュリティ統括責任者

大学に情報セキュリティ統括責任者（以下「統括責任者」という）を置き、北星学園大学学長をもって充てる。統括責任者は大学の情報セキュリティを統括し、その責任を有する。

(2) システム統括管理責任者

大学にシステム統括管理責任者（以下、統括管理責任者）を置き、北星学園大学総合情報センター長をもって充てる。統括管理責任者は大学のネットワーク及びネットワークに関する機器に保存された情報を統括し管理する。

4. 情報の格付け

大学の情報システムにおいて取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の観点から、当該情報の重要度と公開性に応じた情報の格付けを行う。

5. 教育・啓発活動

大学は、情報セキュリティの向上を目的とした教育・啓発活動に努める。

6. 監査・評価見直し

大学は、本ポリシーの監査・評価見直しに関して次の3つを行う。

- (1) 本ポリシー及びそれに基づく規程の点検・評価の監査を実施する。
- (2) 大学は構成員からのポリシー遵守に関する意見・要望を収集する。
- (3) 大学は事故・故障・不正行為、それに対する成功事例を収集する。

これらから得た情報をもとにポリシーの実用性を評価・見直しを行い、セキュリティレベルが高く遵守することが可能なものに更新する。

7. 広報

情報セキュリティに関する重大な事故が発生した場合、大学は速やかに必要な広報を行う。

8. 罰則

大学は、本ポリシーの利用者が情報セキュリティに関わる違反をした場合には、関連規程により、罰則を課す等、適切に対処する。

9. 基本方針の見直し

本基本方針は常に見直しをし、継続的改善に努める。

2022年8月1日

北星学園大学

北星学園大学短期大学部